

07. 38

産業技術力強化法の規定による試験研究地方独立行政法人を対象とした手数料等の軽減について（特）

1. 軽減の要件と内容

次の（1）から（6）までのいずれかに該当する試験研究地方独立行政法人^{注1}であるときは、出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（産業技術力強化法17条1項5号、同条2項、産業技術力強化法施行令2条、同施行令5条）。

- （1）その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者^{注2}がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号イ）
- （2）その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであって、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号ロ）
- （3）その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号ハ）
- （4）その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであって、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係

る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号ニ）

- (5) その特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号ホ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のアからウまでのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条7号）。

ア. その特許発明又は発明が、当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

イ. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

ウ. その特許発明又は発明が、試験研究地方独立行政法人が当該試験研究地方独立行政法人以外の者と共同して行った試験研究又は試験研究地方独立行政法人が当該試験研究地方独立行政法人以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係

- (6) その特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであって、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号へ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のア又はイのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条8号）。

ア. その特許発明又は発明が、当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

イ. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明を開示している関係

2. 申請書に添付すべき証明書

軽減に係る申請書には、1. (1) から (6) の各要件に応じ、以下の証明

書を添付しなければならない。

- (1) ア. 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第20号）
- (2) ア. 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第21号イ）
ウ. 当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第21号ロ）
- (3) ア. 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第22号）
- (4) ア. 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第23号イ）
ウ. 当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第23号ロ）
- (5) ア. 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）

- イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第7号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第24号）
- (6) ア. 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
- イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第8号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第25号イ）
- ウ. 当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第25号ロ）

(新規平成25・6)

注¹ 試験研究地方独立行政法人とは、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人を除く。）であって、試験研究に関する業務を行うものをいう（産業技術力強化法17条1項5号）。

注² 試験研究地方独立行政法人研究者とは、試験研究地方独立行政法人の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ロ）。